

## 入札公告

物品の調達において、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年3月8日

和歌山県知事 岸本周平

### 1 条件付き一般競争入札に付する事項

#### (1) 調達年度

令和6年度

#### (2) 調達物品の名称及び数量

マットレスクリーニング（単価契約）

予定数量：仕様書のとおり

#### (3) 調達物品の特質等

仕様書のとおり

#### (4) 納入期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

#### (5) 納入場所

和歌山県有田郡有田川町庄31

和歌山県立こころの医療センター

### 2 条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類『18 物品調達』の小分類『5 クリーニング』」であること。

(3) 県内に本店を有する者又は県内に支店等を有し、かつ、その長を代理人として選任している者であること。

(4) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（令和5年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

### 3 契約条項を示す場所及び期間

( 1 ) 場所

和歌山県立こころの医療センター事務局  
和歌山県有田郡有田川町庄 3 1

( 2 ) 期間

令和 6 年 3 月 8 日 ( 金 ) から令和 6 年 3 月 1 5 日 ( 金 ) までの和歌山県の休日を定める条例 ( 令和元年和歌山県条例第 3 9 号 ) 第 1 条に定める県の休日 ( 以下「県の休日」という。 ) を除く日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

4 入札説明書等を交付する場所及び期間

( 1 ) 場所

3 の ( 1 ) に同じ

( 2 ) 期間

3 の ( 2 ) に同じ

5 条件付き一般競争入札の場所及び日時等

( 1 ) 条件付き一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山県有田郡有田川町庄 3 1  
和歌山県立こころの医療センター 診療管理棟 2 階 B 会議室

イ 入札日時

令和 6 年 3 月 1 8 日 ( 月 ) 午前 1 0 時 0 0 分

ウ 開札場所

アに同じ

エ 開札日時

イに同じ

( 2 ) ( 1 ) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

( 3 ) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便で令和 6 年 3 月 1 5 日 ( 金 ) 午後 5 時 0 0 分までに和歌山県立こころの医療センター事務局総務課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

電子入札は、対応するシステム等が整備されていないため実施しない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額 ( 当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。 ) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則 ( 昭和 6 3 年和歌山県規則第 2 8 号 ) 第 8 7 条第 4 号の規定により免除とする。

9 契約保証金に関する事項

- ( 1 ) 契約を締結する者は、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- ( 2 ) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第 1 6 7 条の 1 6 及び和歌山県財務規則第 9 2 条から第 9 5 条までの規定の定めるところによる。

#### 10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で 2 に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

#### 11 落札者の決定方法

- ( 1 ) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- ( 2 ) この入札の開札には、和歌山県立こころの医療センター事務局の職員が立ち会うものとする。
- ( 3 ) 和歌山県財務規則第 1 0 2 条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ( 4 ) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県立こころの医療センター事務局の職員にくじを引かせるものとする。
- ( 5 ) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め 3 回までとする。
- ( 6 ) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で 5 の ( 1 ) に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第 2 回以降の入札には、参加できないものとする。

#### 12 その他

- ( 1 ) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

##### ア 名称

和歌山県立こころの医療センター事務局

##### イ 所在地

和歌山県有田郡有田川町庄 3 1

郵便番号 6 4 3 - 0 8 1 1

電話番号 0 7 3 7 - 5 2 - 3 2 2 1

ファクシミリ番号 0 7 3 7 - 5 2 - 5 5 7 1

- ( 2 ) 契約書の要否

要

- ( 3 ) 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

## 入札説明書

和歌山県が調達する物品に係る入札公告に基づく条件付き一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記１２の（１）に掲げる事務を担当する部局に対して説明を求めることができる。

なお、入札後当該入札説明書、調達物品の仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

１ 公告日 令和６年３月８日（金）

２ 競争入札に付する事項

（１）調達年度

令和６年度

（２）調達物品の名称及び数量

マットレスクリーニング（単価契約）

予定数量：仕様書のとおり

（３）調達物品の特質等

仕様書のとおり

（４）契約期間

令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで

（５）納入場所

和歌山県有田郡有田川町庄３１

和歌山県立こころの医療センター

３ 入札参加資格

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

（１）自治法令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

（２）和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和５年和歌山県告示第１０００号。以下「要綱」という。）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類『１８ 物品調達』の小分類『５ クリーニング』」であること。

（３）県内に本店を有する者又は県内に支店等を有し、かつ、その長を代理人として選任している者であること。

（４）和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（令和５年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

（５）和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成２０年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

（６）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

#### 4 入札の場所及び日時等

##### (1) 入札場所及び日時

###### ア 入札場所

和歌山県有田郡有田川町庄3 1

和歌山県立こころの医療センター 診療管理棟2階 B会議室

###### イ 入札日時

令和6年3月18日(月)午前10時00分

###### ウ 開札場所

アに同じ。

###### エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、**本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参すること。**

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便で令和6年3月15日(金)午後5時00分までに和歌山県立こころの医療センター事務局総務課に必着するように行わなければならない。

(4) 調達物品の仕様等に関する質問がある場合は、令和6年3月12日(火)午後5時00分までの間に和歌山県立こころの医療センター事務局に対して所定の書面(ファクシミリを含む。)により行うこと。

なお、質問に関連して仕様書に関する重要な補足や変更点が生じた場合には、和歌山県立こころの医療センターホームページ上の「入札情報」に掲載するので入札前に必ず確認すること。

#### 5 入札方法

本件は、書面による入札及び開札手続きを行うものとする。

(1) 入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等及び納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めた額とすること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された1枚当たりの単価に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とする。

(3) 入札は、書面による入札のみ実施し、電子入札は行わない。

(4) 入札者は、提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることができない。

(5) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

#### 6 書面による入札

(1) 入札は、入札書に入札する事項を記入して行うこと。

(2) 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 代理人が入札する場合には、入札書に入札者の氏名(商号を含む。法人にあっては

その名称及び代表者の氏名)及び代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して、押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をしておかなければならない。

(4) 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名(商号を含む。法人の場合にあつてはその名称及び代表者の氏名)及び「令和6年3月18日開封《マットレスクリーニング(単価契約)》入札書在中」と記入しておかなければならない。

(5) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

#### 7 入札保証金

入札保証金は、和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第87条第4号の規定により免除とする。

#### 8 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の場合には、契約保証金の納付が免除される。

(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(2) 過去2か年の間に地方公共団体又は国(公団等を含む。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、それらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合

(3) 契約金額が320万円未満であり、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがない場合

#### 9 入札の無効

次の各号に該当する入札は無効とし、当該入札者は入札参加の資格を失うものとする。ただし、(8)から(10)までに該当する入札については、その回の入札のみを無効とし、再度入札についての入札には参加することができる。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 所定の時刻までにされなかった入札

(4) 同一事項の入札について、入札者又は代理人が2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札

(5) 代理人が2人以上の者の代理人をした場合のそのいずれもの入札

(6) 入札者が同一事項の入札について他の入札者の代理をした場合のそのいずれもの入札

(7) 明らかに連合その他の不正な行為によってされたと認められる入札

(8) 記名押印を欠いた入札書による入札

(9) 金額を訂正した入札書による入札

(10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札

(11) その他入札に関する条件に違反した入札

#### 10 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち

開札に立ち会わない者、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- ( 3 ) 開札をした場合において、落札者がいない場合はその場で再度の入札を行う。それでもなお、落札者がいない場合は、再々度の入札を行う。
- ( 4 ) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で4の( 1 )に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

#### 11 支払条件

納品を完了した物品について、当該落札者からの適法な支払い請求書を受領した日から30日以内に、当該落札者にその代金を支払うものとする。

#### 12 その他

- ( 1 ) 当該契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県立こころの医療センター事務局  
和歌山県有田郡有田川町庄31  
郵便番号 643 - 0811  
電話番号 0737 - 52 - 3221  
ファクシミリ番号 0737 - 52 - 5571
- ( 2 ) 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- ( 3 ) 契約書作成の要否  
要
- ( 4 ) 契約の締結における議会の議決の要否  
否

質 問 申 出 書

年 月 日

和歌山県立こころの医療センター事務局 様

調達年度	令和 6 年度	調達案件番号	
公告年月日	令和 6 年 3 月 8 日		
調達物品 の名称	マットレスクリーニング ( 単価契約 )		
質 問 者	住 所		
	商号又は名称		
	代表者職氏名		
	担当者の所属 及び職氏名		
	電話番号		
	F A X 番号		
質問事項			



契約保証金免除申請書  
物品調達関係

令和 年 月 日

和歌山県立こころの医療センター院長 様

主たる事務所の  
所在地  
名称又は商号  
代表者の職氏名

和歌山県財務規則（昭和 6 3 年和歌山県規則第 2 8 号）第 9 3 条第 3 号の規定により、下記 1 の契約に係る契約保証金の納付の免除を受けたいので、関係資料を添えて申請します。

なお、下記 2 に記載の契約については、契約期間内に履行し、検収に合格したことに相違ないことを誓約します。

記

1 契約事項

調達年度	令和 6 年度	調達案件番号	
調達物品の名称及び数量	マットレスクリーニング（単価契約）		
納入期限	令和 7 年 3 月 3 1 日		
納入場所	和歌山県立こころの医療センター		

2 国（独立行政法人等を含む。）又は地方公共団体との契約実績

発注者	契約の物品名等	契約年月日	納入年月日	契約金額

過去 2 年間で、1 の契約事項と同種・同規模の実績を数件以上記載してください。

上記を証明する資料として、契約書の写し等を必ず添付してください。

# 留 意 事 項

## ( 書面による入札 )

入札に際しましては、入札説明書及び仕様書を熟読のうえ、下記の事項にもご留意くださるようお願いいたします。

電子入札は実施しません。

記

### 入札金額

入札書の金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額でご記入ください。

別添の入札書記入例を参照してください。

### 再度の入札

落札者がいないときは、その場で最高3回まで入札を行います。

よって、書面による入札の場合は、予備の入札書を2枚準備してください。

### 代理人による入札

書面による入札を行う場合で、代理人が入札する場合は、入札執行前に委任状(別添)を提出してください。

委任状がないと入札が無効になります。

物品内容(仕様書)、その他入札全般についての問い合わせ

和歌山県立こころの医療センター

TEL 0737-52-3221 FAX 0737-52-5571

入札公告、入札説明書：事務局総務課 嶋田、中原

仕様書：事務局総務課 嶋田

質問等は、書面により3月12日までに行ってください。

# 留 意 事 項

## ( 郵便による入札の場合 )

入札に際しましては、入札説明書及び仕様書を熟読のうえ、下記の事項にもご留意くださるようお願いいたします。

記

### 入札金額

入札書の金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額でご記入ください。

別添の入札書記入例を参照してください。

### 入札参加方法

郵便入札をする場合は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封のうえ、書留郵便により和歌山県立こころの医療センター事務局まで提出してください（委任状は不要です）。

予備の入札書は同封しないでください。

提出期日及び時刻は開札日時と異なります。あらかじめよく確認願います。

### 再度の入札

落札者がいないときは、その場で最高3回まで入札を行います。

よって、規定する日時に入札の場所に出席していない場合は、第2回目以降の入札には参加できません。

入札の場所に代理人が出席する場合、委任状を持参してください。

物品内容（仕様書）、その他入札全般についての問い合わせ

和歌山県立こころの医療センター

TEL 0737-52-3221 FAX 0737-52-5571

入札公告、入札説明書：事務局総務課 嶋田、中原

仕様書：事務局総務課 嶋田

質問等は、書面により3月12日までに行ってください。

# マットレスクリーニング（単価契約）

## 入札執行日程表

和歌山県立こころの医療センター

	書面による入札	
	当日入札書持参	郵便入札
公告開始日	3月8日（金）	同左
公告終了日	3月15日（金） 午後5時00分	同左
入札日時 （郵便入札受付締切日時）	3月18日（月） 午前10時00分	3月15日（金） 午後5時00分

仕様書、入札公告、入札説明書について質問がある場合は、3月12日（火）までに、和歌山県立こころの医療センター事務局総務課まで書面にて問い合わせること。

# 入 札 書

件名 令和6年度マットレスクリーニング（単価契約）

入札金額  
（1枚あたり）

億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

令和6年3月 日

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

（代理人の場合）

氏 名

印

和歌山県こころの医療センター院長 様

- 注) 1 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。
- 2 記入する金額の数字はアラビア数字で表示し、数字の先頭には「金」または「¥」を記入すること。
- 3 金額を訂正したものは、無効とすること。
- 4 金額箇所以外の訂正又は抹消箇所には押印すること。

# 入札書《記入例》

件名 令和6年度マットレスクリーニング（単価契約）

税抜き金額

入札金額  
（1枚あたり）

億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

令和6年3月 日

住 所 和歌山市小松原通1 - 1

商号又は名称 株式会社和歌山産業

代理人の場合は印鑑不要

代表者職氏名 代表取締役 総務 一郎 印

（代理人の場合）

氏 名 和 歌 物 品 印

委任状と同一の印鑑

和歌山県こころの医療センター院長 様

- 注) 1 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。
- 2 記入する金額の数字はアラビア数字で表示し、数字の先頭には「金」または「¥」を記入すること。
- 3 金額を訂正したものは、無効とすること。
- 4 金額箇所以外の訂正又は抹消箇所には押印すること。

# 委任状

和歌山県立こころの医療センター院長 様

私は、  
印 を代理人と定め、

下記事項を処理する一切の権限を委任します。

記

マットレスクリーニング（単価契約）の入札について

令和 年 月 日

委任者

住所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

# 委任状

和歌山県立こころの医療センター院長 様

入札書のものと同じの印鑑

私は、和歌物品印を代理人と定め、

下記事項を処理する一切の権限を委任します。

## 記

マットレスクリーニング（単価契約）の入札について

令和6年3月18日

## 委任者

住 所 和歌山市小松原通1-1

商号又は名称 株式会社 和歌山産業

代表者職・氏名 代表取締役 総務 一郎 印

代表者印



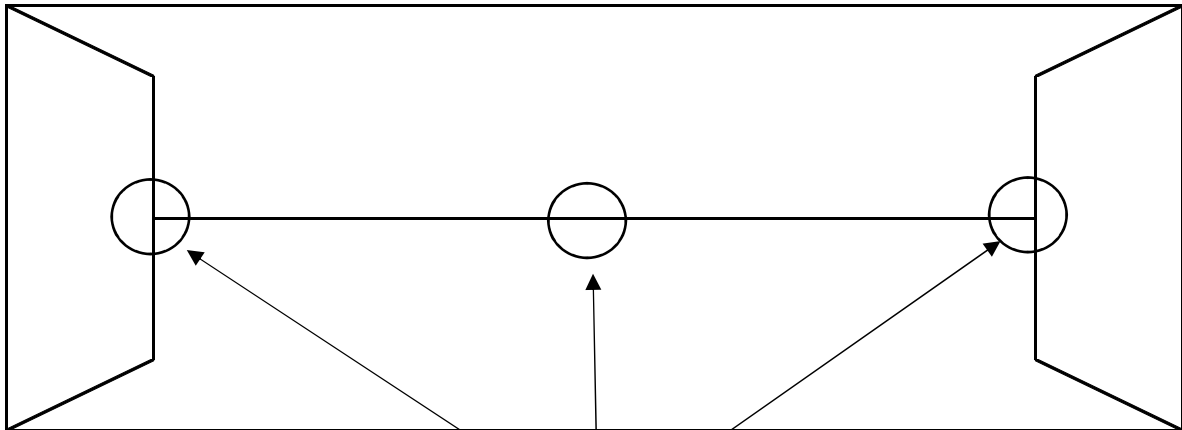
《 記 入 例 》

## 封 筒 記 入 例

( 表 )

令和6年3月18日開封
「マットレスクリーニング（単価契約）」 入札書在中
株式会社和歌山産業
代表取締役 総務 一郎

( 裏 )



封印

( 封筒の継ぎ目に入札者又は委任者の印で封印してください。 )

## 仕様書

### 1 調達年度・調達案件名

令和6年度 マットレスクリーニング（単価契約）

### 2 納入場所

和歌山県立こころの医療センター  
（和歌山県有田郡有田川町庄31）

### 3 納入期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

### 4 業務目的

和歌山県立こころの医療センターで使用するマットレスのクリーニングを行うため、和歌山県立こころの医療センターの指示に従って本業務を実施するものとする。また、業務の履行に際し、受託者は、契約書及び本仕様書、関係法令等を遵守するものとする。

### 5 業務内容

#### ア 引き取り

病棟からの指示により、クリーニングを要するマットレスを週1回は引き取ること。なお、年末年始等については別途協議する。

#### イ 洗濯

洗濯は、受託者の工場において行うものとする。

##### 予備洗濯

- ・本洗いの前に血液・汚物等のシミを取ること。

##### 本洗い

- ・MRSA、大腸菌等を殺菌すること。
- ・中綿まで洗浄すること。
- ・洗剤は合繊用バイオサット、助剤はビルダーP2、またはこれらと同等品を使用すること。
- ・血液等が付着している場合は、酵素剤を用いて前処理を行ってから、洗濯すること。

##### 乾燥

- ・適温で乾燥させること。

#### ウ 納品

引き取りから1週間以内を目安に、ビニール袋に入れ各病棟まで運搬し納品すること。

#### エ その他

毎回の預かり・納品時に、伝票（代表者職氏名の記名・押印あり）を提出するなどして業務数量の確認が出来るようにすること。

また、安全のため、ホッチキス留めでマットに印を付けるなどしないこと。

6 年間予定数量

206枚

7 注意事項

マットレス1枚当たりのクリーニング単価（消費税及び地方消費税を含まない。）で入札すること。

8 請求方法

1箇月毎に集計し請求すること。なお、請求に際しては所属毎・品目毎に当該月分の数量等をまとめた文書を提出し当センターの指定する職員の確認を受けること。

9 情報保護に係る特約事項

委託契約には下記の条項を含むので予め了知すること。

なお、当該条項を担保するための社内体制、遵守状況等について当センターに呼出のうえ説明及び資料の提出を求めることがあるので留意すること。

記

第 条 個人情報の取扱いについては別記「個人情報取扱特記事項」のとおりとする。

別記「個人情報特記事項」

別紙のとおり

10 落札決定と関係予算の成立

この条件付き一般競争入札による落札決定の効力は、令和6年2月和歌山県議会において、令和6年度和歌山県立こころの医療センター事業会計予算案が議決されることにより生じる。必要な予算が成立しない場合は、当該条件付き一般競争入札は無効とする。

11 その他

本仕様書に定めのない事項、又は本仕様書について疑義が生じた場合には、必要に応じセンター側と協議し定めるものとする。

### 第1 法令等の遵守

受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう本個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

### 第2 責任体制の整備

乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

### 第3 作業責任者等の定め

- 1 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定めなければならない。
- 2 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 3 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

### 第4 取扱場所の特定

- 1 乙は、個人情報を取り扱う場所を定めなければならない。
- 2 乙は、和歌山県立こころの医療センター院長（以下「甲」という。）が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

### 第5 教育の実施

乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

### 第6 守秘義務

乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

### 第7 再委託

- 1 乙は、本委託業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- 2 乙は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、甲の承諾を得て行うことができる。
- 3 前項の場合において、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

### 第8 派遣労働者等の利用時の措置

- 1 乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

### 第9 個人情報の管理

乙は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、個人の権利利益を侵害することのないよう各種の安全管理措置を講じるとともに、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する作業従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 作業従事者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う場所の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除・機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等

の防止を行うこと。

#### 第 10 収集の制限

乙は、本委託業務において個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、その目的を明示した上で本人から収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

#### 第 11 提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止

乙は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

#### 第 12 複写又は複製の禁止

乙は、本委託業務において甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

#### 第 13 受渡し

乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行わなければならない。

#### 第 14 個人情報の返還、消去又は廃棄

- 1 乙は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、甲の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施しなければならない。
- 2 乙は、個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 3 乙は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、個人情報の消去又は廃棄に係る報告書（別記様式）により甲に対して報告しなければならない。

#### 第 15 報告

乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

#### 第 16 監査及び検査

- 1 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。
- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

#### 第 17 事故時の対応

- 1 乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。
- 2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。
- 3 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

#### 第 18 契約解除

- 1 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

#### 第 19 損害賠償

乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。